

(介護保険) 住宅改修支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、介護保険における住宅改修支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び助成金の額)

第2条 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）が本市の介護保険の被保険者で、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は介護予防支援の提供を受けていない要支援者に対して、住宅改修支援事業（介護支援専門員等が行う住宅改修の理由書の作成業務に限る。）を行った場合に、1件につき2,000円を予算の範囲内で助成するものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする居宅介護又は介護予防支援事業を行っている法人（以下「法人」という。）は、以下に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修支援事業助成金交付申請書
- (2) 新潟市税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

ただし、社会福祉法人は新潟市税の納税証明書の提出を省略することができる。

2 助成金の交付の申請は、3月を最初の月とする四半期毎に、住宅改修費の支給（不支給）決定があった月の属する四半期の終了月の翌月の末日までに行うものとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第4条 市長は、助成金の交付を決定した場合は、住宅改修支援事業助成金交付決定通知書により法人に通知するとともに、速やかに交付を行うものとする。

(実績報告等)

第5条 規則第13条の規定による実績報告は、第3条の規定による交付の申請があつ

たときに当該申請によってなされたものとみなす。

- 2 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、第4条の規定による助成金の交付の決定をするときに併せて行うものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(平成12年度における経過措置)

第2条 平成12年度に限り、第3条第2項の規定の適用については、平成13年1月1日から同年2月28日までの期間を四半期とみなす。

第3条 この要綱は、施行日以前に行った第2条に定める業務については適用しない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正後の(介護保険)住宅改修支援事業助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第2条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までに着工した住宅改修で、居宅介護支援の提供を受けている要介護者又は要支援者に対して、住宅改修支援事業を行った場合、平成16年3月31日までに行われた当該住宅改修の支給申請は、改正後の要綱第2条に規定する住宅改修支援事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の(介護保険)住宅改修支援事業助成金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。